

■**申し込み** 5月中または住民税の納税通知書を受け取った日から15日以内に、下記窓口または郵送で手続きしてください。

【所得上限限度額】

扶養親族等の数	所得上限限度額	収入の目安
0人	858万円	約1,071万円
1人	896万円	約1,124万円
2人	934万円	約1,162万円
3人	972万円	約1,200万円
4人	1,010万円	約1,238万円
5人	1,048万円	約1,276万円

※医療費控除や事業経費等がある人は収入が目安以上でも対象となる場合があります

■**問い合わせ** こども政策課こども支援係 ☎38-2117

令和6年度 軽自動車税(種別割)の減免



障がいのある人へ軽自動車税(種別割)か自動車税(種別割)のうち1台分を減免します。

■**対象** 4月1日時点で障害者手帳等の交付を受けている人(以下「障がい者等」)かその人と生計を一にする人が所有する軽自動車等のうち、次のいずれかに当てはまるもの

▶障がい者等本人が運転するもの

▶障がい者等と生計を一にする人が障がい者等のために運転するもの

▶障がい者等のみで構成されている世帯を常時介護する人が障がい者等のために運転するもの

■**申し込み** 5月31日(金)までに、①申請書②障害者手帳等③障がい者等のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードと本人確認書類④運転者の運転免許証の4点を課税課管理係へ

■**問い合わせ** 課税課管理係 ☎38-2015

※自動車税(種別割)の減免は西宮県税事務所(☎0798-39-6113)へ

芦屋市大学等受験料 支援金制度の拡充



令和6年度から、大学・短期大学等を受験する人に対して受験料を給付する対象を拡充しました。

■**対象** 次のすべてにあてはまる人

▶1年以上継続して本市に住所を有している人

▶令和6年度以降に大学・短期大学等を受験し、大学・短期大学等に入学される人※専門学校・大学院は対象外▶国の高等教育の修学支援新制度を申請し、第Ⅰ～Ⅲ区分で採用されている、もしくは採用候補となっている

▶令和5年度以前に芦屋市大学等受験料支援金を受けていないこと

■**給付金** (国の高等教育の修学支援新制度)

第Ⅰ区分:上限10万円、第Ⅱ区分:上限7万円、第Ⅲ区分:上限3万5千円・申請試験数3試験(1試験あたり上限3万5千円)※申請1人1回まで

■**申し込み** 必要書類を下記へ

■**問い合わせ** 教育委員会管理課 ☎38-2085

マンションの管理状況の 届出制度の開始



7月1日から「芦屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例」によりマンションの管理状況を本市に届け出ていただく制度を開始します。

■**対象** 芦屋市内の10戸以上の分譲マンション

■**問い合わせ** 建築住宅課 ☎38-2721

住宅耐震化工事等の 補助制度



【簡易耐震診断(無料)】

■**対象** 昭和56年5月31日以前に着工した住宅(平成12～14年度の「わが家の耐震診断推進事業」により診断を受けた人は対象外)

【住宅耐震化工事等の補助制度】

■**対象** 昭和56年5月31日以前に着工した住宅

対象項目	対象住宅	補助金の額
耐震改修計画策定	一戸建て住宅	補助対象経費×3分の2 (上限20万円)
	長屋・共同住宅 (下記のマンションを除く)	補助対象経費×3分の2 (上限12万円/戸)
	マンション (3階以上かつ1千㎡以上のもの)	次の(1)及び(2)のいずれか低い方の金額 (1)補助対象経費×3分の2 (2)面積(平方メートル)あたりの単価に各々の面積を乗じて合算した額 1,000以内:2,400円 1,000超～2,000以内:1,000円 2,000超:700円
耐震改修工事	一戸建て住宅	補助対象経費×5分の4 (上限110万円)
	長屋・共同住宅 (下記のマンションを除く)	補助対象経費×5分の4 (上限60万円/戸)
	マンション (3階以上かつ1千㎡以上のもの)	次の(1)から(3)のいずれか低い方の金額 (1)補助対象経費×2分の1 (2)面積(平方メートル)あたり25,100円を乗じて得た金額 (3)面積(平方メートル)に応じた絶対限度額 1,000～5,000以内:3,000万円 5,000超～10,000以内:6,000万円 10,000超～15,000以内:9,000万円 15,000超:13,500万円
建替工事	一戸建て住宅	補助対象経費×5分の4 (上限100万円)
防災ベッド設置	一戸建て住宅	定額 10万円
分譲共同住宅耐震アドバイザー派遣	共同住宅	定額 3万円 (同一対象住宅につき5回まで)

※部分型耐震化工事として簡易耐震改修工事、シェルター型工事および屋根軽量化工事の補助も実施しています

■**申し込み&問い合わせ** 建築住宅課 ☎38-2114

分譲共同住宅共用部分 バリアフリー化工事の助成



分譲共同住宅共用部分をバリアフリー化する工事に対して費用の助成が受けられます。

■**対象** 分譲の共同住宅(1棟21戸以上)の管理組合(平成5年10月1日以降に建築の共同住宅<51戸以上>および平成14年10月1日以降に建築の共同住宅<21戸以上>を除く)

※助成決定前に着工(契約)したものは助成対象となりません。

■**対象事業** 廊下・階段などの段差の解消・手すりの設置・床のノンスリップ化・通路や開口部の拡幅等

■**助成額** 助成対象工事費に対する定額制・上限30万円(助成対象額90万円以上の場合)

■**申し込み** 5月1日～11月30日に下記へ(先着順)

■**問い合わせ** 建築住宅課 ☎38-2721

物価高騰重点支援給付金



申請受付は、5月31日(金)に終了します。ただし、新生児分(令和5年12月2日以降に出生)に限り、8月31日(土)まで受付します。

■**対象** 基準日(令和5年12月1日)時点で芦屋市に住民登録があり、①令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯または②均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯。ただし、住民税が課税されている人に税法上扶養されている世帯は受給できません。

※非課税世帯への給付金(一世帯あたり7万円)

対象世帯もこども加算給付金の対象となります。

※DV等避難中の方は、ご相談ください。

■**支給額** ①一世帯あたり10万円住民税均等割のみ課税世帯給付金②児童一人あたり5万円(こども加算給付金)

■**通知発送・申し込み** 対象世帯へ、給付に関する案内を送付しています。確認書・申請書が届いた人は、必要事項を記入し返送ください。

■**問い合わせ** 地域福祉課臨時給付金等担当コールセンター ☎38-2053<平日・午前9時～午後5時>(〒659-8501住所不要)

募集

市民委員の募集

芦屋市霊園の使用者を決定する基準等について調査審議するため、市民委員を募集します。

■**任期** 7月1日～令和8年9月30日(1回2時間程度・年1回)

■**対象** 市内在住・満18歳以上(5月1日現在)・1人

■**報酬** 11,200円(所得税込)／回

■**申し込み** 5月17日(金)<必着>までに「私が考える芦屋市霊園の墓地使用者の申込および選考方法」について作文(様式自由600字程度)、住所・氏名・生年月日・電話番号を記入し郵送かメールで下記へ※選考委員会で決定後、本人に通知。応募書類は返却しません

■**問い合わせ** 環境課 ☎38-3105/✉kankyo@city.ashiya.lg.jp(〒659-0012朝日ヶ丘町15-7)